

番号	事業名	補助内容	補助率 (消費税を除く)	対象者	必要書類など 又はお問合せ先	申込時期
1	農業次世代人材 投資事業 【経営開始型】	農業を始めて間もない方で経営を開始する場合に交付金を交付します。	交付額 150万円以内/年 (最長5年間)	以下の要件を全て満たす方。 ①原則として50歳未満の方で認定新規就農者に認定されること。 ②人・農地プランに位置付けられている方。(見込みも可) ③生活保護等、生活費を支給する国の事業と重複受給でないこと。 ※この他にも要件があります。	独立・自営就農について条件があります。(農林課窓口にてお問合せください。)	随時
2	農業次世代人材 投資事業 【準備型】	農業技術の研修中に交付金を交付します。	交付額 150万円/年 (最長2年間)	以下の要件を全て満たす方。 ①原則として就農予定時の年齢が50歳未満の方 ②県が認める研修期間等で概ね1年以上研修する方 ③研修終了後1年以内に就農する方 ④自ら農業経営又は農業法人に雇用されて就農する方 ※この他にも要件があります。	問合せ先 公益社団法人 あおもり農林業 支援センター (017-773-3131)	申込期間がありますので、左記にお問合せください。
3	新規就農支援事業	新規就農者の農地賃借料に対して補助します。	10a当たり 水田13,000円 畑5,000円 (上限50aまで)	以下の要件を全て満たす方。 ①市内農業者 ②認定新規就農者 ③就農時年齢50歳未満 ④就農から2年以内	農地等賃借契約書の写しなど	随時
4	りんご共済加入 促進事業	りんご共済の加入率向上のため、農業者負担額の一部を助成します。	1点方式10% 2点方式20% 3点方式20% 総合方式30%	平川市に住所を有するりんご共済加入者	問合せ先 青森県 農業共済組合 ひろさき支所 (0172-28-5700)	申込不要
5	農業収入保険制度加入促進事業	収入保険の農家負担を軽減するため、農業者負担額の一部を助成します。	加入者負担保険料の20%	平川市に住所を有し、平成31年度に保険期間の終期があるもの		
6	農業経営法人化 支援事業 【法人設立補助金】	人格を有する法人へ移行する経費を助成します。	1/2以内 (上限20万) ※設立時のみ	平川市に住所を有し、個人経営から農業生産法人に移行した農家	法人設立に要した書類など	随時
7	農業経営法人化 支援事業 【雇用社会保険料等補助金】	農業法人が初めて社会保険料等労働条件を整備し、新規雇用する場合の経費を助成する。	1/2以内 (上限20万) ※新規雇用1名分	平川市に本店の住所を有し、初めて社会保険料等労働条件を整備し、かつ新規で雇用する農業法人	法人の定款、健康保険・厚生年金保険、新規適用届の写しなど	随時

## ● お申込み・お問合せ先 ●

農林課 農業振興係(尾上分庁舎) TEL 44-1111 (内線 2172 ~ 2176)

## 農地の借受希望者の募集と、農地の貸付希望者の受付について

公益社団法人あおもり農林業支援センターでは、県から農地中間管理機構の指定を受け「農地中間管理事業」を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小又は離農する農家から機構(支援センター)が農地を借り入れ、公募に応募し公表された受け手農家にまとまった農地を貸し付けるものです。

受け手として希望される方は、農林課の窓口に応募用紙を用意してありますので、是非応募してください。応募された受け手の方は、機構(支援センター)のホームページに掲載されます。

また、農地を機構に貸したい希望者(出し手)についても受付けていますので、こちらは農業委員会までお問合わせください。出し手の方には要件により、機構集積協力金が交付されます。

詳細については、農林課、農業委員会又は機構(支援センター)へご相談ください。

○農林課 農業振興係

0172-44-1111(内線2172~2176)

○農業委員会

0172-44-1111(内線2153)

○公益社団法人あおもり農林業支援センター

017-773-3131